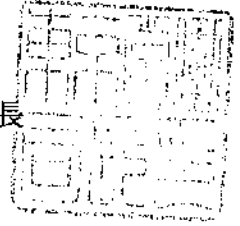


東労発基 0816 第 1 号
令和 5 年 8 月 16 日

東京都都市整備局長 殿

東京労働局長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、東京労働局管内における労働災害は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。しかしながら、本年7月以降、建設業においては、一月あまりで熱中症及び墜落等により6件の死亡労働災害が発生しており、憂慮すべき状況となっています。

また、死亡災害発生状況を見ますと、墜落の危険がある作業であるにもかかわらず、墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を行わず建物や足場等の高所から墜落したものの、暑さ指数に基づく対策がなされず熱中症により亡くなったものなど、基本的な安全衛生管理の取組が徹底されていない状況が認められます。

当局では、令和5年度を初年度とした第14次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする」「熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる」といったアウトプット指標のもと、「建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる」「熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる」ことをアウトカム指標として取組を行っているところです。

つきましては、第14次東京労働局労働災害防止計画の趣旨等をご理解の上、建設業の労働災害の防止を図るため、特に下記の事項について、労働安全衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

記

- 1 死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信
- 2 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- 3 墜落・転落災害防止対策の徹底
- 4 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底
- 5 熱中症予防対策として暑さ指数に基づく管理及び状況に応じた休息

